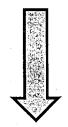
(資料1)

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(改正予防接種法)案等の概要について

改正予防接種法に基づく新たな臨時接種の実施について

経緯

- 昨年4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)を感染症法に基づく「新型インフルエンザ」と位置付け。
- 現行予防接種法の臨時接種は、疾病のまん延予防上緊急の必要がある場合に、被接種者等に 接種の努力義務を課し、公的な接種勧奨のもと、予防接種を実施するもの。



新型インフルエンザ(A/H1N1)は、感染力は高いが、季節性インフルエンザと同程度の病原性であることから、予防接種を行う際に、被接種者に接種の努力義務を課す必要性は認められなかった。

○ 事態の緊急性にかんがみ、そのまん延防止のため、<u>臨時応急的な措置として、昨年10月から、</u> <u>国を実施主体とする予防接種(低所得者の費用負担減免については国庫補助事業)を実施</u>。併せ て、特別措置法を制定し、健康被害救済等に係る規定を整備。



○ 住民に身近で、予防接種実務に精通した<u>市町村が、法律に基づき安定的に予防接種を実施できるよう、予防接種法等の改正案を先般の通常国会に提出。</u>

◎予防接種法(昭和23年法律第68号)【改正案】

第6条 第3項 厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

法改正の目的

当面の緊急措置として、今回の「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後これと同等の新たな「病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応を万全にする。

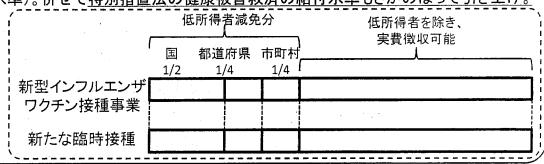
法改正の主な内容

1.新たな臨時接種の創設:

- ○基本的な枠組み
- ・「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後生じうる「病原性の高くない新型インフルエンザ」に対応する新たな臨時接種を創設 ※本改正施行に伴い現在の新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を廃止し、この枠組みに移行
- ・都道府県の協力のもと、住民に身近で、かつ、インフルエンザ予防接種の実務に精通した<u>市町村が実施</u> (国はワクチンの供給等について必要な措置を講ずる)
- ○公的関与
- ·対象者に接種を受ける努力義務は課さないが、行政は接種を受けるよう「勧奨」
- ○健康被害救済の給付水準の引き上げ(政令事項)
- ・公的関与の程度を踏まえ「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業」(二類定期接種(季節性インフルエンザ)並み)より 給付水準を 引き上げ (現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準)。併せて特別措置法の健康被害救済の給付水準もさかのぼって引き上げ。
- ○実費徴収
- ・低所得者を除き、接種対象者から実費徴収可能
- ○費用負担割合

接種費用(低所得者の減免分)・健康被害救済に関し

·国1/2、都道府県1/4、市町村1/4



- **2.国の責任によるワクチン確保:** 政府は、新型インフルエンザワクチンの確保のため、特例承認を受けた製造販売業者と損失補償契約を締結できることとする。(5年間の時限措置)
- ※ そのほか、新型インフルエンザに係る定期接種を、高齢者以外を対象に実施できるようにする。(新たな臨時接種が終了した際に、定期接種に移行するか判断)
- **3.施行期日:** 1については公布の日から起算して3月を超えない範囲において政令で定める日、2については公布日
 - ※検討規定として予防接種の在り方等の総合的検討、損失補償契約の規定に係る5年以内の検討を行うこととしている。

予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等 - に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案の概要

政令改正の目的

予防接種法等改正法案の一部施行に伴い、予防接種による健康被害の救済のための給付(以下「給付」という。)の額など給付に 関して必要な事項等を定める。

政令改正の主な内容

1.基本的な枠組み:健康被害救済の給付水準の引き上げ

・公的関与の程度を踏まえ「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業」(二類定期接種(季節性インフルエンザ)並み)より 給付水準を 引き上げ (現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準)。併せて特別措置法の健康被害救済の給付水準もさかのぼって引き上げ。

			☆新たな臨時接種 ☆改正後の特別措置法	〇二類疾病の定期接種 〇現在の特別措置法 〇任意接種(PMDA法)
障害児養育 年金(年額)	1級	153万円	119万円	85万円
	2級	123万円	95万円	68万円
障害年金 (年額)	1級	490万円	381万円	272万円
	2級	392万円	305万円	218万円
	3級	294万円	229万円	-
死亡時の給付		【被害者が生計維持者」	【被害者が生計維持者の場合】 3,330万円	【被害者が生計維持者の場合】 遺族年金 238万円 (最長10年分 2, 378万円)
			【被告省が生計権符名 <u>以外</u> の場合】 2,497万円	【被害者が生計維持者 <u>以外</u> の場合】 遺族一時金 714万円

- 注1) 金額は千の位を四捨五入して示した。
- 注2) 現行の臨時接種及び一類疾病の定期接種並びに新たな臨時接種及び改正後の特別措置法の障害児養育年金及び障害年金については、上表とは 別に介護加算(1級:84万円、
 - 2級: 56万円)がある。また、特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している場合併給調整がある。
- 注3) 医療費、医療手当、葬祭料は同じ額なため省略している(ただし、二類疾病の定期接種等は通院は対象外)。

2.施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲において政令で定める日 (法律の1.と同日)

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等 に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審議経過

(平成22年 第174回通常国会)

	審議状況		
3月12日(金)	閣議決定・法案提出(閣法第54号)		
4月5日(月)	(参)厚労委に付託		
4月6日(火)	(参)厚労委 提案理由説明		
4月8日(木)	(参)厚労委 質疑(4時間40分)		
4月13日(火)	(参)厚労委 質疑(4時間)・採決 【採決結果】賛成多数で可決		
4月14日(水)	(参)本会議 採決 【採決結果】賛成150、反対67で可決		
5月25日(火)	(衆)厚労委に付託		
6月16日(水)	第174通常国会閉会 → 閉会中審査へ		